

岸和田市農業委員会
第37回(令和8年7月)総会議事録

1 日時 令和8年7月7日(火) 午後1時30分～午後2時10分

2 場所 桜台市民センター 3階 講座室4

3 議案(その1)

議案第1号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

4 議案(その2)

報告第1号 専決処分の報告について

(専決処分第1号)農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

(専決処分第2号)農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

(専決処分第3号)生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

5 議案(その3)

議案第3号 岸和田市農業委員会の意見書について

議案第4号 農地利用最適化推進委員辞任に関する同意について

6 出席委員13名(定数14名)

委員	1番	谷口 敏信	委員	2番	藤原 一郎
//	3番	楠本 忠雄	//	4番	米本 巧
//	5番	大嶋 浩一	//	6番	原 世志之
//	7番	南 加代子	//	8番	塚本 敏雄
//	9番	久禮 広一郎	//	10番	谷藤 栄一
//	11番	坂田 正行	//	12番	今本 一成
//	13番	西村 孝昭	//	14番	東 昭夫

出席推進委員 12 名(定数 12 名)

推進委員	1 番	小山 藤夫	推進委員	2 番	松林 茂
//	3 番	永野 六博	//	4 番	黒川 晴之
//	5 番	藪 清仁	//	6 番	川阪 清秋
//	7 番	深井 正清	//	8 番	植田 善三
//	9 番	植田 功	//	10 番	上野 仁
//	11 番	田中 唯夫	//	12 番	田川 隆司

7 欠席委員

谷藤 栄一委員

8 出席事務局職員

山田事務局長、和田参事、岡主任

谷口会長(以下「議長」という)、定刻に着席。

議長 それでは第 37 回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告します。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。

(和田) 農業委員 14 名の内 13 名、推進委員 12 名の内 12 名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

 したがいまして、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本会議は成立しております。以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申し上げます。

 3 番 楠本委員、5 番 大嶋委員 にお願い申し上げます。

 それでは、議案の審議に入ります。

 議案第 1 号、「農用地利用集積等促進計画の要請について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 上程されました議案第 1 号についてご説明致します。

(和田) 議案書(その 1) 1 ページをお願い致します。

 本件は、地域計画策定後、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、市が一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請することについて農業委員会に意見を求められた案件であります。

 設定する利用権ですが、1 ページから 2 ページの一覧表のとおり 7 件で、設定する利用権は 1 番、3 番、4 番、6 番、7 番が使用貸借権、2 番、5 番は賃借権で、期間は 1 番から 3 番及び 5 番は令和 8 年 9 月 1 日から令和 18 年 8 月 31 日までの 10 年間、4 番・6 番は令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日までの 5 年間、7 番は令和 8 年 9 月 21 日から令和 18 年 8 月 31 日までとなっております。

 事前に行われた、各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、関係法令の各要件を満たしており、制度目的にかなっているため、市が一般社団法人大阪府みどり公社に計画の作成を要請することについて異議ないものとして答申することが妥当であると報告を受けております。

 以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

 【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審査の結果を報告願います。
議案第 1 号 1 番の農地について、中央・土生郷地区協議会から審査の結果を報告、願います。

中央・土生郷地区協議会（米田委員） それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第 1 号 1 番の農地に対する審査の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる 7 月 3 日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審査した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第 1 号 2 番の農地について、有真香地区協議会から審査の結果を報告、願います。

有真香地区協議会（塚本委員） それでは、有真香地区協議会における議案第 1 号 2 番の農地に対する審査の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる 7 月 3 日、いずみの農協有真香支店において慎重に審査した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第 1 号 3 番から 5 番の農地について、東葛城・山滝地区協議会から審査の結果を報告、願います。

東葛城・山滝地区協議会（東委員） それでは、東葛城・山滝地区協議会における議案第 1 号 3 番から 5 番の農地に対する審査の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる 7 月 3 日、いずみの農協東葛城支店において慎重に審査した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第 1 号 6 番・7 番の農地について、南掃守地区協議会から審査の結果を報告、願います。

南掃守地区協議会（大嶋委員） それでは、南掃守地区協議会における議案第 1 号 6 番・7 番の農地に対する審査の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる 7 月 2 日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審査した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 1 号は原案のとおり要請することに異議ないものとして決しましてご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は原案のとおり一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものとして答申することに決しました。

次に、議案第 2 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 議案第 2 号についてご説明致します。

(和田) 議案書(その1)3 ページをお願い致します。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明についてが、3 ページ 4 ページの一覧表のとおり 9 件でございます。

事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審査の結果を報告、願います。まず、議案第 2 号 1 番・2 番の農地及び 3 番の農地のうち土生郷地区の農地について、中央・土生郷地区協議会から審査の結果を報告、願います。

中央・土生郷地区 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第 2 号 1 番・2 番の農地及び 3 番の農地のうち土生郷地区の農地に対する審査の結果を報告いたします。

協議会 本件に関しまして、さる 7 月 3 日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審査した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

(米本委員) 以上でございます。

議長 続いて、議案第 2 号 4 番の農地について、有真香地区協議会から審査の結果を報告、願います。

有真香地区協議会 それでは、有真香地区協議会における議案第 2 号 4 番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

(塚本委員) 本件に関しまして、さる 7 月 3 日、いずみの農協有真香支店において慎重に審査した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第 2 号 3 番の農地のうち八木地区の農地、及び 5 番から 7 番の農地について、八木・城北・春木地区協議会から審査の結果を報告、願います。

八木・城北・春木地区協議会 それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第 2 号 3 番の農地のうち八木地区の農地、及び 5 番から 7 番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 7 月 2 日、いずみの農協城北支店において慎重に審査した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第 2 号 8 番の農地について、南掃守地区協議会から審査の結果を報告、願います。

南掃守地区協議会 それでは、南掃守地区協議会における議案第 2 号 8 番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

(大嶋委員) 本件に関しまして、さる 7 月 2 日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審査した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第 2 号 9 番の農地について、山直下地区協議会から審査の結果を報告、願います。

山直下地区協議会 それでは、山直下地区協議会における議案第 2 号 9 番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

(楠本委員) 本件に関しまして、さる 7 月 1 日、いずみの農協山直下支店において慎重に審査した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 2 号は原案のとおり証明することに決ましてご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は原案のとおり証明することに決しました。

次に、議案書(その2)専決処分の報告に移ります。

報告第1号「専決処分の報告」を一括して報告致します。

報告の内容は、事務局から説明致します。

事務局

議案書(その2)報告第1号についてご説明致します。

(岡)

議案書(その2)1ページをお願い致します。

本件は、岸和田市農業委員会に関する規程第19条により、専決処分を行なった内容で、令和8年5月21日から令和8年6月20日までの受理分についての報告となります。

2ページをお願いいたします。専決処分第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について」は、市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出がなされたもので、3ページの一覧表のとおり、令和8年5月21日から5月31日までに届出がなされ、6月5日に専決処分を行なった内容が2件、4ページの一覧表のとおり、令和8年6月11日から6月19日までに届出がなされ、6月25日に専決処分を行なった内容が2件でございます。

5ページをお願いします。専決処分第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について」は、市街化区域内における農地転用の届出がなされたもので、6ページ・7ページの一覧表のとおり、令和8年5月21日から5月31日までに届出がなされ、6月5日に専決処分を行なった所有権移転が3件、8ページの一覧表のとおり令和8年6月11日から6月19日までに届出がなされ、6月25日に専決処分を行なった使用貸借権設定が1件でございます。

次に9ページをお願いします。専決処分第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者の証明で、7ページの一覧表のとおり2件で、理由はどちらも故障のためであり、1番は令和8年5月22日、2番は令和8年5月29日に専決処分をおこなったものがございます。

以上、専決処分報告第1号から第3号について、いずれも法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審査した結果、適法でありました。よって会長が専決処分したものであります。

以上でございます。

議長 報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案書（その2）専決処分の報告を終わります。

次に、議案書（その3）に移ります。

議案第3号「岸和田市農業委員会の意見書について」を上程し、議題といたします。
議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、上程されました議案第3号「岸和田市農業委員会の意見書について」につきましてご説明いたします。

議案書（その3）1ページをお願いいたします。

本件は、令和9年度の施策展開並びに予算措置に特段のご配慮を賜りますよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、この意見書を岸和田市に提出するものです。

別紙、令和8年度岸和田市農業施策等に関する意見書（案）をお願いいたします。

本市の農業を取り巻く環境は依然として、農業者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加など、非常に厳しい現状にあります。

加えて肥料や燃料などの物価高騰による生産コストの増大は、この厳しさに拍車をかけるものです。

当農業委員会は、その主たる使命である「農地等の利用の最適化の推進」を効率的かつ効果的に実施するため、改善すべき内容を、

1「担い手への農地利用の集積・集約化」

2「新規参入の促進」

3「農地の適正管理」

4「多様な担い手の確保」

5「適地適作農業の推進」

6「地域森林計画等との連携」

7「農作物被害の防止」

8「農業委員会組織の体制整備と活動強化に対する支援」

の8項目に取りまとめ、意見書として提出するものです。

また、御承認をいただいた意見書については、7月17日（金）午後4時30分から市長に提出する予定です。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりました。地域森林計画との連携については、「みかん園地の再編対策」で、ひのきなどの樹木を植え、みかん園地を廃園した場所や、筍畑が山林化している場所が多くあり、市の森林計画と調整することで、適正に非農地判断を行っていきける様進めていきたい。ご意見のある方は、ご発言願います。

楠本委員 新規参入の際の提出書類の簡素化など、新規参入者がやる気をそぐことの無い様、お願いしたい。

議長 新規参入の促進での支援体制の強化として市に意見していきたい。
ほかになにかご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第 3 号は原案のとおり決定し提出するものと決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第 3 号は原案のとおり決定し提出するものと決しました。

議長 最後に、議案第 4 号「農地利用最適化推進委員辞任に関する同意について」を上程し、議題といたします。

この議案は上野推進委員・田中推進委員に係る案件になるため、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に基づき、議事に参与することができません。

【田中推進委員・上野推進委員の名札をふせる】

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、上程されました議案第 4 号「農地利用最適化推進委員辞任に関する同意について」につきましてご説明いたします。
議案書(その3)2ページをお願いいたします。

農業委員会等に関する法律第 18 条第 5 項で農業委員と推進委員を兼ねることが出来ないとあります。今回、上野推進委員・田中推進委員が、7月 20 日付で、農業委員として委嘱されるため、19 日付で推進委員を辞任することについて同意を求めるものです。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第 4 号は辞任について同意するものと決しましてご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第 4 号は同意するものと決しました。

上野推進委員・田中推進委員に係る議案を含む審議が終了しましたので、議事に参与していただきます。

【上野推進委員・田中推進委員の名札を戻す】

議長 以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。委員の皆様から何かございませんか。

【なし】

議長 特段ないようですので、これで第 37 回総会の議事を終了いたします。

令和8年 7 月 7 日

議 長 谷 口 敏 信

委 員 楠 本 忠 雄

委 員 大 嶋 浩 一

